

【観光】

コロナ後の人材確保を見据えた方針で賃上げ要求基準を堅持

サービス連合

コロナの影響が出始めたが、それまではこの業界はインバウンド需要やオリンピックという追い風にどう乗っていくかというムード」（石川事務局長）。好況のなかで人手は不足の状況であり、2020闘争方針では、2014

コロナ禍で訪日観光や国内レジャー・旅行が制限され、大きな打撃を受けている宿泊・旅行業界を組織するサービス連合（後藤常康会長、4万7,000人）は、2021春季生活闘争方針で、具体的な要求内容の策定を各加盟組合の主體的な判断に委ねたものの、組合員の雇用と生活を守ることを前提に、賃金の引き上げ要求基準を昨年水準から下げることはしなかった。コロナ禍が収束し、人の移動が戻ってきた時の業界を支える「人財」を確保していくため、あえて「後ろ向きの姿勢」にならないスタンスで交渉に挑んだ。

方針策定に向けて丁寧に議論を重ねた

サービス連合が組織化している宿泊や旅行業界は、新型コロナウイルス感染拡大による打撃が最も大きかった業界の1つ。コロナウイルス流行前は、訪日外国人観光客によるインバウンド需要により、国内経済を牽引するほどの勢いがあったが、感染拡大以降、その需要はほぼ消失。昨夏に開催されることになっていた東京オリンピック・パラリンピックも1年延期されることが決まった。

国内も、昨秋の「Go To トラベル」キャンペーンの時には、人の移動がやや回復したものの、その後の感染再拡大により再び、レジャー・ビジネスの両面で人の移動がない状況に陥った。

こうした特異な状況といえるなかでサービス連合は今年1月、2021春季生活闘争方針を決定することとなった。毎年、組織内では、方針を決定する中央委員会の半年前から議論を開始するが、異例な情勢となったことをかんがみ、「各組合内でも、また産別内でも、丁寧に議論を重ねた」と石川聡一郎・事務局長は振り返る。

1年間で交渉環境が激変

1年間でこれほど、闘争をとりまく環境が激変したのは前例がない。「1年前の交渉がはじまった頃にコ

闘争から0.5%に設定してきた、ベアや賃金カーブ維持に加えて引き上げる「実質的な賃金改善」の要求基準を、1%に引き上げたほどだ。

2020闘争では、コロナの影響と「春季生活闘争」を混同させることなく交渉に臨み、さすがに交渉への影響を避けることは現実的には難しかったものの70組合が回答を引き出した。数値での報告があった22組合での回答結果によると、サービス連合全体での賃金カーブ維持分も含めた賃金全体の引き上げ額・率はともに前年を下回ったものの、ホテル・レジャーの組合（5組合）は額（5,688円・前年比591円増）、率（2.25%・同0.18ポイント増）ともに前年を上回る結果が得られた。ホテル・レジャーの組合でも「実質的な賃金」を獲得できたところがあった。

「35歳年収 550万円」の中期目標も下ろさず

昨年の交渉時からさらに事態が悪化したなかでの2021闘争となったが、闘争方針では、「実質的な賃金改善」を断念したり、引き上げ率の要求基準を下げるなどの大幅な変更はしなかった。「すべての労働者の生活を守り、事業を継続させ、雇用の維持・確保に最大限取り組む」ことを前提とはしたものの、昨年方針と同様、中期的な賃金目標である「35歳年収 550万円」の実現に向け、賃金水準の回復や引き上げに取り組むことや、「実質的な賃金改善」を要求する組合は1.0%以上の水準をもって取り組むことは堅持。

ただ、業績が極めて悪化している企業も現実に出てきていることから、各組合の具体的な要求内容については「各加盟組合が主體的に検討・策定する」ことを容認して、各組合の置かれた状況に配慮することにした。また、「実質的な賃金改善」に取り組めない場合でも、賃金制度が確立している組合は「賃金カーブ維持分の確保」に取り組むよう求めた。

厳しいからこそ労使で労働条件について話し合う

各組合の主体的な判断を尊重したにもかかわらず、なぜ、1%以上の「実質的な賃金改善」の要求を下ろさなかったのか。

石川事務局長は、「コロナ禍が収束したあとで人の移動が戻ってきて、宿泊や旅行への需要が回復したときに、産業を支える『人財』がないといけない。『人財』を確保していくためには、労働条件を上げていく必要があり、いまは厳しい環境に置かれているが、それを理由に賃上げに取り組まないということにはならない」とし、「今回の闘争方針は決して後ろ向きの姿勢ではない」と強調。「厳しい状況に置かれているからこそ、コロナ後も見据えて、業界や自社をどうしていくべきか、労使できちんと話をする春季生活闘争にしないとけないとのスタンスに立った」という。

国際航空貨物では賃上げできる状況

もう1つの理由として、加盟組合企業の業績の幅があった。サービス連合には、コロナの影響が直撃した宿泊や旅行業界だけでなく、国際航空貨物を事業とする組合も加盟している。世界的に荷は動いており、国際航空貨物業界はむしろ好況となっている。そのような背景のもと、国際航空貨物の組合は「実質的な賃金改善」を要求した。

賃金の取り組みの重要性を共通して理解

今次闘争での加盟組合の要求状況について、石川事務局長は「業界、組合ごとにコンディションが異なり、厳しい交渉環境下にある組合もあるなか、賃金について取り組むことの重要性を理解して、要求につなげることができた」と評価する。

具体的な集計データは、7月に開催する定期大会で公表することから現時点では明らかにできないが、「それぞれの加盟組合が厳しいなかでも、丁寧な交渉に取り組んだ」結果になったという。

宿泊・旅行は「たいへん厳しい闘い」に

合意までの交渉にかかる時間は、「いかに『人財』への投資をしていくべきか、各組合が丁寧に協議を行ったがゆえに」、例年よりも幅が出て、長期化した。

妥結内容については、宿泊・旅行の組合では「たいへん厳しい闘い」となり、ホテル・レジャーの多くの加盟組合は「実質的な賃金改善」の要求を見送らざるを得なかったが、定期昇給相当分や賃金カーブ維持分は確保できている。

一時金では、例年と同じような月数での支給はできない状況となったものの、そのようななかでも、粘り強い交渉を行い、支給を引き出すことができた組合もあった。

一方、国際航空貨物では、「しっかり要求して、『実質的な賃金改善』だけでなく一時金での好結果も獲得している」という。

賃金以外ではテレワーク関連などで獲得

「粘り強く交渉して、長いスパンで見れば『人財』への投資は労働者だけでなく会社にとっても必要なことだという労使の認識を合わせることができた」（石川事務局長）。

賃金・一時金以外の労働条件項目では、テレワーク関連での獲得などがみられた。旅行業界では、顧客のもとに営業で出向いていくのが基本的な仕事のスタイルだったことから、もともとテレワークが普及していなかったが、コロナ禍が後押しとなり、テレワーク導入の環境整備や手当の支給などを引き出す組合があった。

省庁や政党への要請は8次にわたる

雇用については、加盟組合の企業のなかで希望退職募集や構造改革を発表するところが出てきているが、整理解雇の実施にまで追い込まれている企業は加盟組合のなかでは出てきていない。ただ、組合員からは、「この産業はどうなるのか、という不安の声も聞こえてくる」のは確かだという。

産別としてできることとして、1年前から5月27日に至るまでに、雇用調整助成金の特例や雇用対策など第8次にわたる要請を、観光庁、厚生労働省などの省庁、政党などに対して行い、加盟組合の不安を払拭する行動を展開している。

また、昨年3月から新型コロナウイルス対策本部を設置し、2020年中だけで21回、会議を開催した。雇用対策が必要な組合がでた時には、加盟組合に直接ヒアリングし、具体的な対応を決めている。また対応方

針として、正規労働者だけでなく、パートタイマーや派遣契約労働者なども含めた全ての働く人の雇用を守ることや、内定取り消しなどに留意することを決定した。

提言した内容を含む給付金法案が国会提出

サービス連合では、雇用の維持と事業の継続の両面を担保するための「観光産業持続可能給付金制度」の創設を提言している。

同制度の構想では、①12カ月分の人件費を中心に、借入れ金利・賃料・水道光熱費等の事業経費を融資する②融資の返済は2～3カ月程度猶予し、担保や個人保証は求めない③返済免除措置を受けるための前提として、従前と同レベルの給与水準を維持したうえで雇用継続を求める——などを盛り込む。今年1～3月にかけて、立憲民主党や国民民主党などに要請を行った。

要請をうけ、今年4月には、国民民主党が立憲民主党と共同で、コロナの影響で売上が減少した事業者に

対して、家賃・光熱水費などの固定費を最大9割給付する「事業規模に応じた経費支援法案」を参議院に提出。衆議院では、同じ4月に立憲民主党が、観光関連事業者に対して売上の減少額の一部を支給する「観光産業持続化給付金法案」を提出している。

来年の闘争ができるよう今後も産別として行動

各社、休業なども行いながら業績悪化を乗り切ってきており、現時点では深刻な雇用問題は発生していないが、「宿泊・旅行業界の今の状況が今後もしばらく続けば、より踏み込んだ合理化が出てきかねない」と、石川事務局長は心配する。一部の企業では、グループ内での出向・転籍の動きも出てきており、「危機的な状況にあるとの認識はしばらく消えそうにない」。

1年後の2022闘争でまた、加盟組合が闘えるようにするためにも、産別として引き続き要請行動などを展開していくとしている。

コロナ禍での業務内容や勤務方法などの変更についての労使確認は不十分

——自治労の2021春闘中間総括

地方自治体の職員などを主に組織する自治労（川本淳委員長、約76万5,000人）の2021春闘では、約37%の単組が、コロナ禍における業務内容の変更などについて、事前協議を経ての実施を当局側に要求。だが、確認済みと前進回答を得た組合の割合は約1割にとどまった。自治労では、事前・事後を問わず単組が必ず交渉・協議すべきだとしている。

感染時の職務専念義務の免除を要求した単組は約30%

自治労の2021春闘では、1,648ある自治体単組のうち、1,066単組が要求書を提出。交渉を実施したのは46.8%にあたる771単組で、妥結合意したのは31.3%にあたる516単組だった。

コロナ禍における業務内容や勤務場所、勤務方法の変更について、事前に交渉・協議を行ったうえで、職員の希望を前提として導入することについて要求した単組は614単組（37.1%）となっている。ただ、前進回答があった単組（8単組）と、2021春闘以前に協議済みの単組（183単組）を合わせると約1割にとどまる。

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われる場合に、職務専念義務の免除または有給の特別休暇とすることについて要求した単組は512単組（30.9%）。前進回答があった単組（27単組）と、すでに協議済みの単組（407単組）を合わせると2割強となっている。

手当の支給等が不十分な単組は早急に協議を

コロナ禍において休校・施設の閉館などを余儀なくされる場合でも、業務内容の変更などで働く場を確保することについて要求した単組は469単組（28.3%）。前進回答があった単組（5単組）と、すでに協議済みの単組（237単組）の合計は1割強にとどまった。

5月の中央委員会で確認した中間総括は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、各自治体で業務内容、勤務形態、手当、労働時間、休暇などさまざまな措置が取られているとしたうえで、「状況の変化に即応して組合員を取り巻く課題の解決をはかるといふ労働組合の本来的な役割・関与が極めて不十分であった」と指摘。「業務内容や勤務場所、勤務方法について変更等が生ずる場合には、事前・事後を問わず必ず交渉・協議を行う」とともに、「手当の支給、休暇等の整備、職の確保など十分な措置がとられていない単組については、早急に改めての交渉・協議に取り組む必要がある」としている。

防疫等作業手当の要求は3割超に

2020確定闘争に引き続き要求項目としていた、新型コロナウイルス感染症対応にかかる防疫等作業手当については、実際に該当業務が存在しない自治体も一定あるものの、すでに制定済みの単組（349単組）と、前進回答があった単組（11単組）の合計は360単組にとどまった。中間総括は「感染リスクを伴う業務が存在する自治体」は「当然支給すべき手当として、早急に制定するよう求める必要がある」としている。